「ことば・きこえの教室」通級対象地域

通級学区域

※八幡小学校区域で「きこえの教室」に通級する場合は、 赤羽小学校「きこえの教室」に通級します。

王子小学校

ことば・きこえの教室

住所：〒114-0002　北区王子 2-7-1
電話：3911-1907・5902-3367
FAX：3911-1907

赤羽小学校

ことば・きこえの教室

住所：〒115-0045　北区赤羽 1-24-6
電話：3901-6510・3903-7061
FAX：3901-6510

八幡小学校

ことばの教室

住所：〒115-0053　北区赤羽台 3-18-5
電話：5963-4521
FAX：5963-4521

申し込みの手続き

❶：まずは、担任の先生にお申し出ください。その後、各学校で支援の方法を相談の上、学校から教育総合相談センターに申し込みの手続きをします。

❷：通級対象校の「ことば・きこえの教室」または「ことばの教室」で、相談を行います。お子さんには、ことばやきこえの状態を知るためのいくつかの課題を、保護者の方には、現在のお子さんの様子や心配なことの聞き取りを行います。また、通級する曜日・時間などの希望についても伺います。

❸：教育総合相談センターで、発達検査を受けていただく場合があります。これは発達のバランスを知るためのもので、今後、お子さんにより相応しい支援を行うための手掛かりにしていくものです。
＊❷と❸は順番が入れ替わることもあります。

❹：❷❸の結果を受け、専門の医療や学校関係者等で構成する区の会議で検討されます。入級が承認されると、通級が開始されます。

❶ 申し込み
＜在籍校＞

❷ ことば・きこえの相談
＜ことば・きこえの教室＞

❸ 発達検査
＜教育総合相談センター＞

❹ 教育委員会の会議

通級開始

発行　北区教育総合相談センター
〒114-8546　北区滝野川 2-52-10　電話 03-3908-9269

刊行物登録番号 6-2-031

ことば・きこえの教室

令和６年度

言語障害通級指導学級
難聴通級指導学級のご案内

東京都北区教育委員会